

< 参 考 >

「地球温暖化防止活動環境大臣表彰」の概要

1. 表彰の対象

下記の各部門における顕著な功績のあった個人又は団体（自治体、企業、NGO、学校等）

[1] 技術開発・製品化部門

低公害車、省エネ型製品、省エネ技術、新エネ技術、リサイクル再生品の開発・製品化、省エネ建築のデザイン等、温室効果ガスの排出を低減する技術の開発やその製品化

[2] 対策技術普及・導入部門

低公害車、新エネ製品（太陽光パネル等）、省エネ製品、省エネ型新交通システム、省エネ建物、コジェネレーション、ヒートポンプ等、温室効果ガスの排出を低減する技術や製品の大量導入・先導的導入やその普及啓発

[3] 対策活動実践部門

地球温暖化防止に係るライフスタイルの変革等の実践活動、リサイクル活動、植林活動、地球温暖化を防止する活動の実践や普及・啓発等

[4] 環境教育部門

地球温暖化に関する教育資料の開発、情報の提供、教育活動等

[5] 国際貢献部門

地球温暖化防止に関する技術移転、海外での植林、京都メカニズムの実施あるいは実施に向けた活動等、国際的な地球温暖化防止対策活動

2. 選定方式

地球温暖化防止活動環境大臣表彰選考委員会による審査を経て環境大臣が決定。

3. 表彰

表彰状および記念品を授与。

表彰式は、今月 27 日 10 時より小池環境大臣ご出席の下、京都国際会館で開催。あわせて、同日午後、同会館で開催される「京都議定書シンポジウム」において受賞団体を紹介。

4. その他

毎年 12 月の地球温暖化防止月間で表彰を実施しており、今年で 6 回目となります。